

ごみ処理施設整備・管理運営事業

実施方針に対する質問及び意見への回答

平成29年7月13日

知多南部広域環境組合

■実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容（原文）	回答
1	1	I	1	(4)	事業目的	中継施設に搬入される可燃ごみ等の本施設への運搬が業務範囲に含まれていますが、中継施設からのおおよその搬送量をご提示いただけないでしょうか。	入札公告時に示します。 なお、組合ホームページから「知多南部広域環境組合 ごみ処理施設整備計画（平成29年3月）」の閲覧は可能です。
2	1	I	1	(4)	事業目的	中継施設から本施設への運搬が始まる時期をご教示ください。	中継施設の運搬についても平成34年4月からです。
3	1	I	1	(4)	事業目的	工事範囲外ですが、参考として、中継施設の設備の概要、工事工程についても教示ください。	本事業外については回答しかねます。運搬業務に係る条件については、入札公告時に示します。
4	2	I	1	(5)カ	不燃・粗大ごみ処理施設に関する外構施設等	(熱回収施設と兼ねる)とは「洗車場～囲障等その他」の全てについてと考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	2	I	1	(6)イ(イ)	契約の形態	本施設の設計を行う者と本施設の建設を行う者による共同企業体等(設計企業と建設企業が同一の場合は当該企業。)と建設工事請負契約を締結すると有ります。またP7.Ⅲ3(1)ウには設計及び建設について建屋担当、熱回収施設プラント担当、不燃・粗大ごみ処理施設プラント担当に分類すると有ります。建屋(設計/建設)、熱回収施設(設計/建設)、不燃・粗大ごみ処理施設(設計/建設)に求められている全ての要件を単体企業(A社)で満たした場合、貴組合とA社による建設工事請負契約締結と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	2	I	1	(6)イ(イ)	契約の形態	本施設の設計を行う者と本施設の建設を行う者による共同企業体等(設計企業と建設企業が同一の場合は当該企業。)と建設工事請負契約を締結すると有ります。熱回収施設の設計・建設を行なう者と不燃・粗大ごみ処理施設の設計・建設を行なう者が異なる場合、建設JVを組成する必要があるのでしょうか。	熱回収施設の設計・建設企業と不燃・粗大ごみ処理施設の設計・建設企業が異なる場合は、当該2社をJVの構成員とする建設JVを組成する必要があります。
7	2	I	1	(6)イ(イ)	契約の形態	設計・建設はそれぞれ同一企業で、建屋の設計・建設企業(A社)、熱回収施設の設計・建設企業(B社)、不燃・粗大ごみ処理施設の設計・建設企業(C社)と、担当ごとにA～Cの企業で応募した場合において、熱回収施設担当の代表企業(B社)が元請、それ以外の企業(A社・C社)を下請けの位置づけとし、貴組合と元請である代表企業(B社)にて建設工事請負契約を行う契約方式(一般的なDBO契約で行なわれるコンソーシアム形式の契約)が認められますでしょうか。	認められません。建屋の設計・建設企業、熱回収施設の設計・建設企業及び不燃・粗大ごみ処理施設の設計・建設企業がそれぞれ異なる場合は、当該3社を元請とする建設JVを組成する必要があります。なお、建屋の設計企業及び建設企業は構成員又は協力企業である必要があり、熱回収施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の設計企業及び建設企業については構成員である必要があります。
8	3	I	1	(6)エ	事業期間終了後の措置	「明け渡し時における施設の要求水準」は、事業期間終了時ではなく、入札公告時に定義されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	3	I	1	(6)オ(ア)②	本施設の建設に関する業務	1)本施設の建設の範囲は、環境センター計画地内での建設業務であり、敷地境界外の電気、上水、下水等のインフラ敷設業務は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
10	3	I	1	(6)オ(ア)③	本施設の管理運営に関する業務	9)武豊町屋内温水プール(仮称)への熱エネルギーの供給は、熱回収施設の竣工と同時に開始されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	3	I	1	(6)オ(ア)③	本施設の管理運営に関する業務	9)武豊町屋内温水プールへの熱エネルギー供給について、熱供給量は入札公告時にご教示頂く理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	4	I	1	(6)オ(イ)②	組合側が行う業務 ②4)売電業務	売電業務について、売電先の選定は貴組合の業務範囲としてよろしいでしょうか。また、買電業務は事業者範囲としてよろしいでしょうか。	前段後段ともにご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容(原文)	回答
13	4	I	1	(6)カ (ア)	事業の内容	本施設の整備に係る対価の支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとするがありますが、前払金、中間前払金は予定されていますでしょうか。	入札公告時に示します。
14	4	I	1	(6)カ (ア)	本施設の整備に係る対価	本施設の整備に係る対価 「基本的に出来高に応じて支払う」について、留保金等は無しと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
15	4	I	1	(6)カ (ウ)	運搬業務に係る対価	運搬業務に係る対価の条件についてご教示下さい。	入札公告時に示します。
16	5	I	1	(8)	地域貢献	「地元業者を活用するとともに・・・地域内での雇用確保など・・・」とありますが、地元業者とは知多南部地域2市3町内に本店を置く業者であり、地域内とは同2市3町内と考えてよろしいでしょうか。	「地域内」についてはご理解のとおりです。その他の詳細については、入札公告時に示します。
17	6	II	1		事業者の募集及び選定方法	総合評価一般競争入札方式により行う予定とありますが、予定価格・調査基準価格等は、いつ公表されますでしょうか。	入札公告時に示します。
18	6	II	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール	現時点での事業者の募集・選定スケジュールは予定と記載されております。今後、変更の可能性はございますでしょうか。	募集・選定スケジュールの詳細については、入札公告時に示します。
19	7	II	3	(1)	入札参加者の構成等	熱回収施設プラント担当、不燃・粗大ごみ処理施設プラント担当の設計企業、建設企業及び管理運営企業はSPCへの出資が必要とありますが、構成員としてSPCへの出資が必要なのは、プラント担当の設計企業、プラント担当の建設企業、プラント担当の管理運営企業であり、建屋担当の設計企業、建屋担当の建設企業は協力企業としての参加が認められると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	7	II	3	(1)ウ	入札参加者の構成等	建設企業及び管理運営企業は構成員とありますが、建屋の設計、建屋の建設を実施する企業は、協力企業として参加出来ますでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No. 19を参照してください。
21	8	II	3	(2)	入札参加者の要件	入札参加者の要件を満たす場合、同一企業が建屋の設計企業と建屋の建設企業を兼ねることは可能であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	8	II	3	(2)エ (ア)②	入札参加者の要件	建屋の設計実績について、地方公共団体の一般廃棄物処理施設(焼却施設)の建屋の設計実績が1件以上あることとありますが、施工場所、規模、構造、竣工時期等の制限はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	8	II	3	(1)ク	入札参加者の構成等	「本施設所在地をSPC本店所在地として登記することはできない」との記載ありますが、運営事業開始後も施設所在地を本店所在地としてはいけないのでしょうか。また、これは登記所在地であり、実際のSPC事務所は本施設内に設置しても良いのでしょうか。	不可とします。ただし、業務履行に当たり必要となる範囲で、本施設内の使用を認める場合があります。
24	8	II	3	(2)	入札参加者の要件	弊社は貴組合構成市町に対し、本社より入札・契約に関して委任された名古屋支店が入札参加登録申請を行っており、名古屋支店にて入札参加を予定しています。この場合、入札参加申請登録を除く建設実績、建設業法関連の建設業許可や経営事項審査の評点、一級建築士事務所登録などの参加条件は、入札参加者(名古屋支店)への委任元である本社が備えていることで満足すると理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	8	II	3	(2)エ (ア)②	入札参加者の要件	建屋の設計実績について、施設パンフレット等に設計者として企業名が記載されている場合又は設計図面に作成者として企業名が記載されている場合、履行証明の方法として有効でございましょうか。	履行証明としては、発注者からの履行証明や契約書の写しとしたうえで、あわせて、施設の内容が確認できる施設パンフレットや設計図面等を添付してもらうことを考えています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容（原文）	回答
26	8	II	3	(2)エ (ア)③	入札参加者の要件	建屋の設計を実施する企業が、建屋の建設を実施する場合、建屋の建設を実施する要件のみを満たすことよろしいでしょうか。	建屋の設計を実施する企業が、建屋の建設を実施する場合においても、建屋の設計企業、建屋の建設企業それぞれの要件を満足する必要があります。
27	9	II	3	(2)カ	入札参加者の要件	複数の企業で管理運営業務を実施する場合、例えば、運転管理業務について、熱回収施設はA社、不燃・粗大ごみ処理施設はB社というように、複数の企業にて実施する事は可能であるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	9	II	3	(2)カ	入札参加者の要件	その他の管理運営業務担当とありますが、どのような業務を担当することを想定されておられるのか、ご教示願います。	その他の管理運営業務とは、管理運営業務のうち、運転管理業務、維持管理業務以外の業務を指します。
29	10	II	3	(2)カ (エ)、 (オ)、 (カ)	入札参加者の要件	「運転管理実績」及び「維持管理実績」は元請実績との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	10	II	3	(2)カ (キ)	入札参加者の要件	熱回収施設の運転管理業務と維持管理業務を実施する企業が同一の場合、配置する現場総括責任者は1名で良いでしょうか。	ご質問の場合、熱回収施設に配置する現場総括責任者は1名で構いません。
31	10	II	3	(2)カ (キ)及び (ク)	入札参加者の要件	熱回収施設及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の運転管理業務及び維持管理業務の全てを同一の企業で実施する場合、配置する現場総括責任者は1名で良いでしょうか。	配置を予定する現場総括責任者がP10(キ)、(ク)それぞれの要件を満足する場合は、兼務可能です。
32	10	II	3	(2)カ (ク)	入札参加者の要件	不燃・粗大ごみ処理施設の運転管理業務と維持管理業務を実施する企業が同一の場合、配置する現場総括責任者は1名で良いでしょうか。	ご質問の場合、不燃・粗大ごみ処理施設に配置する現場総括責任者は1名で構いません。
33	10	II	3	(2)カ (ク)	入札参加者の要件	不燃・粗大ごみ処理施設の運転管理業務における「現場総括責任者としての経験」とは具体的にどのような定義を想定されていますでしょうか。	不燃・粗大ごみ処理施設の現場総括責任者としての経験とは、廃掃法上の維持管理の技術上の基準（破碎施設）を遵守するために、施設の管理運営に従事する施設の職員を監督したことを指します。
34	10	II	3	(2)キ	入札参加者の要件	中継廃棄物運搬企業の要件は2項目のみ示されていますが、これを満たせば、当該企業が属するグループが落札者となった場合には、貴組合の審査なしに一般廃棄物の運搬業務を受託できると考えてよいでしょうか。	廃掃法の遵守を前提とした上で、参加資格審査時に実施方針P11(ア)(イ)について、審査します。
35	10	II	3	(2)カ (キ) (ク)	入札参加者の要件	現場総括責任者の要件について、熱回収施設の要件と不燃・粗大ごみ処理施設の要件にそれぞれ記載があります。各々に対し現場総括責任者の配置が必要とも読み取れますが、貴組合及び事業者双方にメリットがある場合は、兼務可能としてよろしいでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No. 31を参照して下さい。
36	12	II	4	(1)	事業提案内容の審査	審査委員会の氏名等は、入札公告時に公表されると考えてよろしいでしょうか。	公表の有無も含め、入札公告時に示します。
37	12	II	4	(2)	審査の手順及び方法	審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定するとありますが、最低制限価格は設定されるのでしょうか。	入札公告時に示します。
38	15	VI	3	(1)		一定の期間内に協議が整わない場合、事業者による解除は可能との理解でよろしいでしょうか。	事業者には解除権は生じません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容(原文)	回答
39	19	別紙2	—	—	事業スキーム図	回収資源物とありますが、不燃・粗大ごみ処理施設から発生する金属類等を示すと考えてよろしいでしょうか。	本施設から発生する金属類等です。
40	19	別紙2			事業スキーム図	管理運営業務において、構成員である管理運営企業から第三者企業へ業務を再委託することは可能と理解してよいでしょうか。	管理運営業務のうち、運転管理業務及び維持管理業務を行うにあたり必要な資格者、プラントの運転操作、工場棟・管理啓発棟の保全(機器の整備等に関し必要となる各専門メーカーへの委託は除く)及び中継廃棄物の運搬業務を除く管理運営業務については、ご理解のとおりです。ただし、管理運営企業から第三者への委託は、すべてSPCの責任において行う必要があります。なお、事業者提案で明示された者以外の者に、SPCが業務の一部を再委託する場合は、組合の承諾が必要となります。詳細は、入札公告時に示します。
41	19	別紙2			事業スキーム図	運営管理業務において、運転業務、維持管理業務、中継廃棄物運搬業務以外の業務(清掃や警備、建築物関係の維持管理補修、啓蒙活動など)はSPCより構成員以外へ直接発注しても良いとの理解でよいでしょうか。	事業者提案で明示された者以外の者に、SPCが業務の一部を再委託する場合は、組合の承諾が必要となります。詳細は、入札公告時に示します。
42	19	別紙2			事業スキーム図	「※3 資源化先の探索等は事業者が行うが、回収資源物の売却収入は組合帰属とする。」と記載ありますが、売却収入は入札価格に含めるものとの理解でよろしいでしょうか。	入札価格には含めません。
43	19	別紙2			事業スキーム図	「※3 資源化先の探索等は事業者が行うが、回収資源物の売却収入は組合帰属とする。」と記載ありますが、運搬業務を含め貴組合が行う業務との理解でよろしいでしょうか。	資源化先の探索等は事業者の業務範囲です。資源化先の条件として、運搬を含みません。(資源化先が運搬を行わない場合、別途運搬業者の探索も含みます)
44	19	別紙2		※2	事業スキーム図	熱回収施設プラント担当、不燃・粗大ごみ処理施設プラント担当の設計企業、建設企業及び管理運営企業はSPCへの出資が必要とありますが、これらの業務を一社により実施する場合、当該一社の出資によるSPCでも構わないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	19	別紙2		※3	事業スキーム図	資源化先の提案は、入札時にご提案するというのでしょうか。或いは落札者決定後から事業開始時までの期間に行えばよろしいのでしょうか。	入札時に提案してもらうことを考えています。
46	20	別紙3	リスク分担表(案)	共通	近隣対応リスク	事業者が分担する範囲は、事業者の事由により発生した範囲と考えてよろしいでしょうか。	組合に帰責事由がある場合は、組合に原因があることを事業者が明らかにした場合、免責されます。
47	20	別紙3	リスク分担表(案)	共通	第三者賠償リスク	第三者賠償リスクの分担が事業者になっていますが、事業者起因するものは事業者の分担とし、それ以外は組合様の分担と考えてよろしいでしょうか。	組合に帰責事由がある場合は、組合に原因があることを事業者が明らかにした場合、免責されます。
48	20	別紙3	リスク分担表(案)	共通	許認可遅延リスク	許認可遅延リスクの負担が事業者になっていますが、事業者起因するものは事業者の負担とし、それ以外は組合様の負担と考えてよろしいでしょうか。	組合に帰責事由がある場合は、組合に原因があることを事業者が明らかにした場合、免責されます。
49	20	別紙3	リスク分担表(案)	共通	許認可遅延リスク	貴組合が実施する許認可取得の遅延に関するものは、貴組合の負担との理解でよろしいでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No.48を参照してください。
50	20	別紙3	リスク分担表(案)	共通	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ・デフレ(施設整備費用に相当する部分)のリスク分担において、一定の範囲内の物価変動は事業者が負担するとありますが、一定の範囲内とは、どこまでの範囲でしょうか。	入札公告時に示します。
51	20	別紙3	リスク分担表(案)	共通	物価変動リスク	事業者欄△※3について、「一定の範囲内の物価変動は事業者が負担」と記載ありますが、現時点における一定の範囲内を具体的にご教示下さい。	入札公告時に示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容（原文）	回答
52	20	別紙3	リスク 分担表 (案)	共通	不可抗力リス ク	不可抗力の場合、事業者は一定の範囲内もしくは一定の額を負担とありますが、一定の範囲内もしくは一定の額とは、どのようなものでしょうか。	入札公告時に示します。
53	20	別紙3	リスク 分担表 (案)	共通	不可抗力リス ク	一定割合又は一定の額を事業者が負担することとなっておりますが、保険でカバー出来る範囲との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
54	20	別紙3	リスク 分担表 (案)	共通	不可抗力リス ク	事業者欄△※4について「不可抗力の場合、事業者は一定の範囲もしくは一定の額を負担する」と記載ありますが、現時点における一定の範囲及び一定の額を具体的にご教示下さい。 また、想定される不可抗力をご教示下さい。	入札公告時に示します。
55	20	別紙3	リスク 分担表 (案)	運営	受入廃棄物の 品質リスク	「費用」は、変動に伴う人件費・修繕整備費・改造費・用役費、事故発生時の復旧費・施設停止に伴うごみ外部委託費を含むものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、要求水準書に示すごみ質範囲を逸脱するごみのリスクは組合の負担となりますが、このためには、逸脱したことを事業者が明らかにする必要があります。また、施設の改造等については、組合との協議が必要となることにご留意ください。
56	20	別紙3	リスク 分担表 (案)	運営	受入廃棄物の 量の変動リス ク	「費用」は、変動に伴う人件費・修繕整備費・改造費・用役費が含まれるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の費目も変動料金に含まれる場合は、変動料金として提案してください。なお、リスク分担表（案）に示す組合主分担は、組合は固定料金と変動料金による支払を想定しているという意味で、事業者従分担は、事業者は提案し契約した委託料の構成について責任を有するという意味です。

■実施方針に対する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容（原文）	回答
1	3	I	1	(6)	事業内容	「武豊町屋内温水プール（仮称）への熱エネルギーの供給」とありますが、入札公告時に熱量、供給方式を提示いただきますようお願いいたします。	実施方針に対する質問への回答No. 11を参照してください。
2	3	I	1	(6)オ (ア)③	本施設の管理運営に関する業務	7)運搬業務は中継施設を運営する企業が行うことが望ましいと考えます。	実施方針に示すとおりとします。
3	4	I	1	(6)オ (イ)②	本施設の管理運営に関する業務	4)売電業務 組合側が行なう業務に売電業務とありますので、売電収入の帰属先は貴組合と理解しますが、事業者インセンティブを付与していただくことにより売電量の最大化が図られると考えますので、事業者への発電インセンティブを付与することをご検討いただけないでしょうか。	実施方針に示すとおりとします。
4	4	I	1	(6)オ (イ)②	組合側が行う業務 4)売電業務	積極発電を目指した操炉計画など事業者ノウハウを活かす事が可能となり、本質である民間活用の創意工夫を最大限発揮できるため、売電業務を事業者範囲とすることが望ましいと考えます。	実施方針に対する意見への回答No. 3を参照してください。
5	4	I	1	(6)カ (ウ)	運搬業務に係る対価	中継廃棄物に関わる運搬業務について、SPC、事業者及び中継廃棄物運搬企業との3者契約とした場合、3者で締結する性格上、貴組合が中継廃棄物運搬企業へ対価を直接支払うスキームが望ましいと考えます。	実施方針に示すとおりとします。
6	5	I	1	(7)	事業スケジュール（予定）	落札者の決定（平成30年6月）から特定事業契約の仮契約の締結（平成30年7月）まで、1ヶ月程度しかありませんが、SPCの設立手続き（定款認証、発起人会、第1回取締役会、登記等）には短いように思えます。特に6月は企業の株主総会があるため、登記所の登記手続きに期間を要することが想定されるため、手続きに無理のない期間を設定していただきたく存じます。	可能な限り配慮します。
7	5	I	1	(7)ウ	特定事業契約の仮契約の締結	現在の予定では、落札者の決定から特定事業契約の仮契約の締結まで短期間（1ヶ月）を設定されています。同期間に設立が必要なSPCの設立は、登記など各種手続きを踏まえると弊社実績では約2ヶ月程度の期間を要することが想定されます。落札者の決定から特定事業契約の仮契約の締結までの期間を延ばしていただきたいです。	実施方針に対する意見への回答No. 6を参照してください。
8	7	II	3	(1)	入札参加者の構成等	設計・建設業務を建設JVにより実施する場合は、甲型JVとすることとされていますが、建屋工事とプラント工事では、その内容は大きく異なり、また、業務分担も明確にし易いことから、建屋とプラントを分担した乙型JVでも可としていただけませんか。	実施方針に示すとおりとします。
9	7	II	3	(1)カ	参加資格要件 建設JV	各構成企業間で請負工事の分担を明確にした「乙型」の共同企業体も参加資格要件に追加していただくようお願いいたします。	実施方針に示すとおりとします。
10	8	II	3	(1)ク	参加資格条件	“本施設所在地をSPC本店所在地として登録することはできない。”とありますが、運営費用の最適化を考慮すると、登録できることが望ましいと考えます。	実施方針に示すとおりとします。
11	10	II	3	(2)キ	入札参加者の要件	中継廃棄物運搬企業は一般廃棄物運搬を受託する企業であるため、通常であれば各種審査が必要と考えます。 中継廃棄物運搬企業は本要件では2項目のみで運搬実績や廃掃法への適合等の条件が示されておらず、運送業未経験の企業でも参加できる要件となっています 適切な入札参加者を募り、条件的に公平な入札を実施するために、委託に行われる審査要件などの条件を事前に提示するようお願いいたします。	実施方針に対する質問への回答No. 34を参照してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容（原文）	回答
12	19	別紙2			事業スキーム図	※3にて「資源化先の探索等は事業者が行う」とありますが、組合様による入札等で選定された方が、売却時期に応じた最も有利な条件で売却できると考えられます。	実施方針に示すとおりとします。
13	20	別紙3	リスク分担表（案）		近隣対応リスク	事業者は工事及び運営事業に関する事業者起因する近隣対応リスクのみコントロールです。事業者がコントロールできないその他のリスクについては、貴組合のリスク負担又は協議とすることとしていただけないでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No. 46を参照してください。
14	20	別紙3	リスク分担表（案）		不可抗力リスク	「不可抗力の場合、事業者は一定の範囲もしくは一定の額を負担」との記載がございますが、入札公告時には「一定の範囲もしくは一定の額」について定量的にお示しいただけないでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No. 52を参照してください。
15	20	別紙3	リスク分担表（案）		工事遅延リスク	組合様の要因による工事遅延は組合様のリスク負担としてください。	組合に帰責事由がある場合は、組合に原因があることを事業者が明らかにした場合、免責されます。
16	20	別紙3	リスク分担表（案）		工事遅延リスク	工事費増大リスクのリスク分担と同様に、「組合の指示、提示条件の不備・変更によって生じた工事遅延・未完工による施設の供用開始の遅延」は貴組合のリスク負担としていただけないでしょうか。	実施方針に対する意見への回答No. 15を参照してください。